

柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関わる不適合案件について（概要）

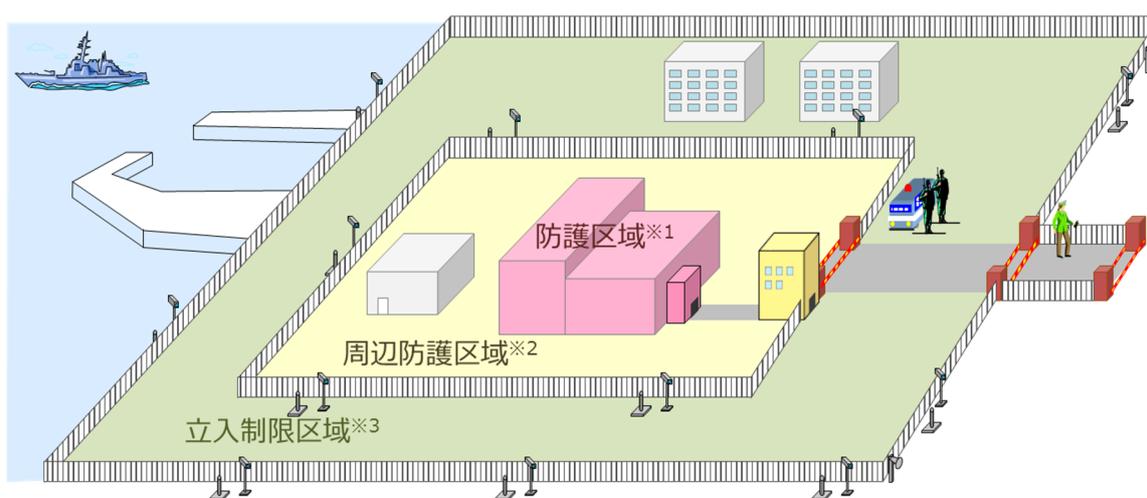
2023年8月23日

東京電力ホールディングス株式会社

■核物質防護用の照明設備に係る事案

- 核物質防護上、周辺防護区域と立入制限区域においては、人の侵入を確認するため、照明設備を備え、必要な明るさを備えることが要求されている。
- 柏崎刈羽原子力発電所では、上記要求に基づき、2022年11月にLED照明を通常の街灯とは別に追加で設置している。今回、設置したLED照明のうち、2023年6月9日に8台の電源が照明設置以降接続されておらず、不点灯であったことを見張人の巡視の際に確認した。なお、翌日に電源を接続することで正常な状態に復旧している。
- 2023年6月の原子力規制検査（基本検査）で本件の確認を受けたところ、原子力規制庁より、防護区域等の出入り口の監視、防護区域の巡視、防護設備の点検及び保守のパフォーマンスに劣化が見られ、不点灯であった8台のうち1ヶ所は監視に支障がある照度であったとの判断がなされた。
- 本件は、照明設置後に夜間の現場での点灯確認を行わなかったこと、照明設備が新設されたことを巡視する見張人に知らせていなかったことが原因と考えている。今後必要な情報が漏れずに伝わるよう、マニュアルへの反映や、見張人に対して防護設備のあるべき状態を把握できるように教育することで対応していく。

図. 核物質防護に係る区画のイメージ



- ※1 防護区域：特定核燃料物質を使用・貯蔵する設備が設置されている区域
- ※2 周辺防護区域：防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うため、防護区域の周辺に定める区域
- ※3 立入制限区域：周辺防護区域の周辺の人の出入りを制限する区域

以上